

## 個別公共事業の評価書（その4）

平成21年7月28日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成21年3月31日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。今回、一部の道路関係事業について対応方針が決定されたので、評価結果等を取りまとめたものである。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

### 1. 個別公共事業評価の概要について

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後5年間の経過した時点で未着工の事業及び事業採択後10年間の経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴取することとしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴取している。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

### 2. 今回の評価結果について

今回は、平成21年度予算に係る評価として、道路関係予算を配分・執行する1事業について、再評価を実施した。事業種別ごとの件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

再評価にあたって、個別事業ごとに事業評価監視委員会から意見等を聴取した。今後とも、これらを踏まえ適切に個別公共事業評価を実施することとしている。

<評価の手法等>

別添1

事業名 ( )内は 方法を示す。	評価項目			評価を行う過程 において使用した資料等	担当部局
	費用便益分析		費用便益分析以外の主な評価項目		
	費用	便益			
道路・街路事業 (消費者余剰法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・維持管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行時間短縮便益</li> <li>・走行経費減少便益</li> <li>・交通事故減少便益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施環境</li> <li>・物流効率化の支援</li> <li>・都市の再生</li> <li>・安全な生活環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通センサス</li> <li>・パーソントリップ調査</li> </ul>	道路局

※効果把握の方法

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

## 平成21年度予算に向けた再評価について

## 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		5年未着工	10年継続中	準備計画5年	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
道路・街路事業	直轄事業等	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0
	補助事業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	1	1	1	1	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

5年未着工: 事業採択後一定期間(5年間)が経過した時点で未着工の事業

10年継続中: 事業採択後長期間(10年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年: 準備・計画段階で一定期間(5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(5又は10年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

再評価結果一覧

【公共事業関係費】  
【道路・街路事業】  
【直轄事業等】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析		貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長 名)	
			便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)					B/C
地域高規格道路 一般国道106号 都南川目道路 東北地方整備局	その他	257	218	206	3便益のB/C 1.1	<p>①産業支援 ・殻付きカキ(岩手県は日本を代表する産地)の市場への輸送効率向上 ・コネクター製品(出荷額は日本第3位)の輸送効率向上</p> <p>②観光支援 ・岩手県を代表する主要な観光地(小岩井農場や浄土ヶ浜など)へのアクセス向上 ・観光交流促進を支援</p> <p>③医療支援「命の道」 ・3次救急医療施設へのアクセス向上(川井村及び盛岡市築川地区-3次救急医療施設 15分短縮)【約3.6億円※】</p> <p>④災害時等における交通の確保 ・当該道路の整備により、災害時等の迂回ルートが確保される【約0.3億円※】</p> <p>⑤冬期交通への支援 ・冬期の推雪、路面凍結による速度低下の軽減【約13.7億円※】</p> <p>※は、供用後50年間の便益額として試算した値(参考値) *全体B/C:1.1、残事業B/C:1.4</p>	<p>・当該道路の整備により、水産業や製造品出荷の輸送効率の向上、主要な観光地へのアクセス向上、3次救急医療施設へのアクセス向上などの様々な効果が期待される。 ・隣接する県施工の築川道路(L=7km)との連続性をふまえ、築川道路側の区間(L=2.6km)を先行して工事を推進している。 【コスト削減】 ・新たな交通量に基づく道路構造の見直し(車線数を4車線から2車線に見直し)【約43億円減少】。</p>	見直し継続	道路局 国道・防災課 (課長 深澤淳志)

\* 3便益に費用便益分析マニュアルに規定のある便益の試算値を加え、費用で除した場合のB/Cの値